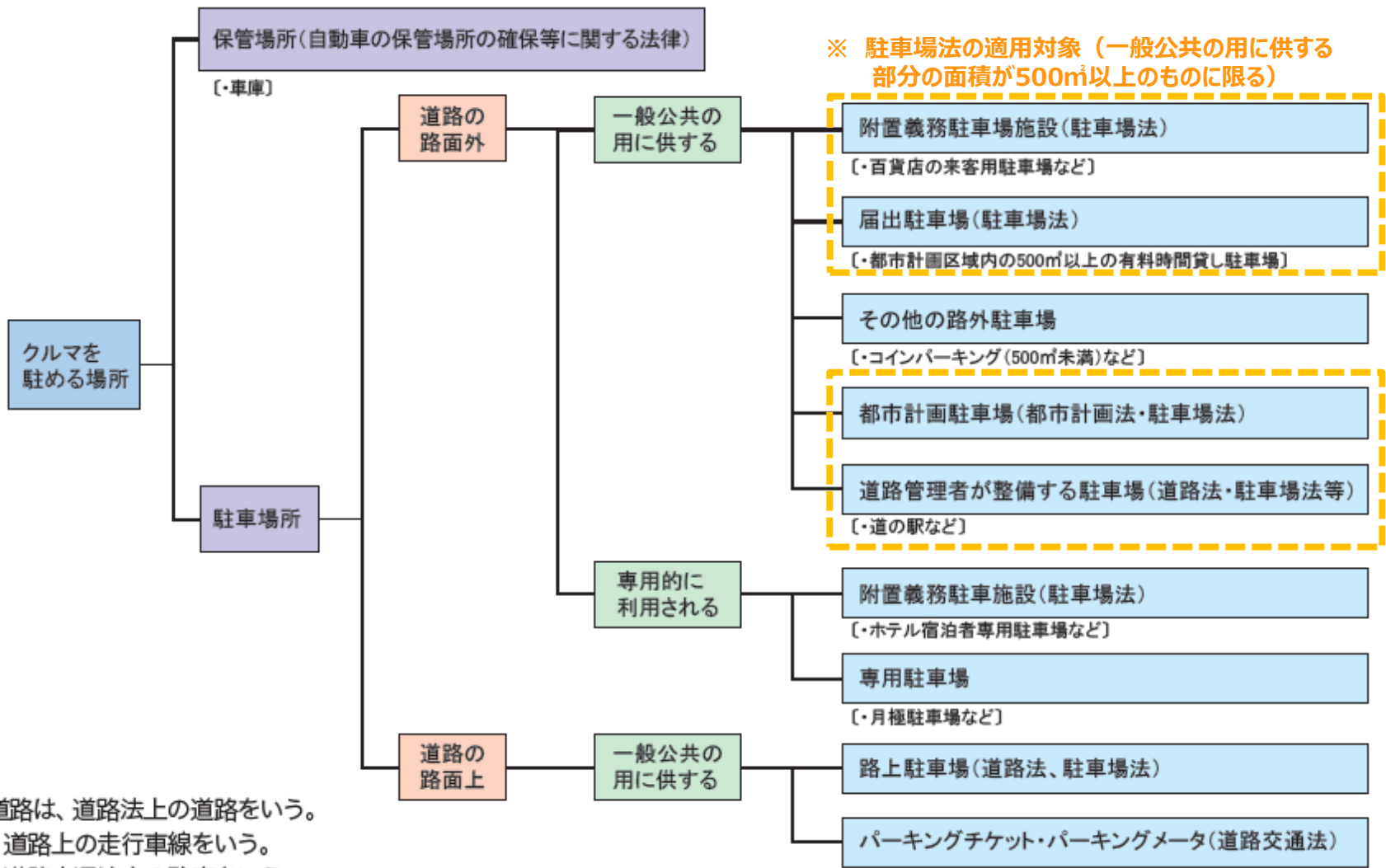


車椅子使用者用駐車施設等のハードに係る 現行制度と検討の進め方について

駐車場等の分類①

- 一般に駐車場といわれるものを分類すると、概ね以下のとおりである。
- 駐車場法の「構造及び設備の基準」の適用を受けるのは、「一般公共の用に供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場」である。



※ここでの道路は、道路法上の道路をいう。
※路面とは、道路上の走行車線をいう。
※駐車とは、道路交通法上の駐車をいう。

駐車場等の分類②

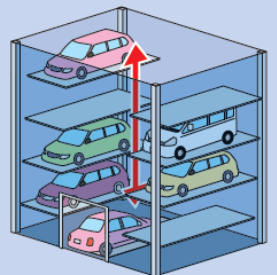
- 駐車場は、その構造（立体、地下、平面等）や施設との関係において、様々なタイプに分類される。
- バリアフリー法では、構造等に関わらず、建築物・路外駐車場・都市公園・道路といった施設種別や規模等に応じて、車椅子使用者用駐車施設の確保など基準への適合を求める仕組みとしている。

構造による分類イメージ

建築物である駐車施設

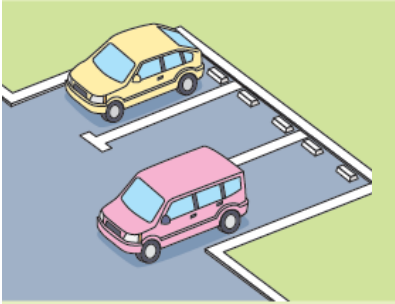


- 自走式立体駐車場
- 自走式地下駐車場



- 機械式立体駐車場
(垂直循環方式)
(エレベータ方式)
- 機械式地下駐車場
(水平循環方式)ビル地下など
(平面往復方式)道路下など

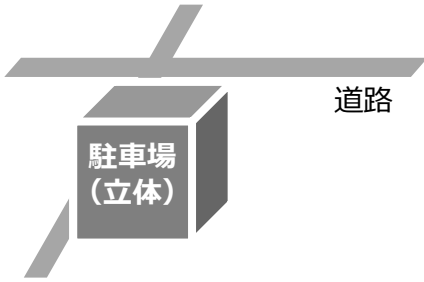
建築物ではない駐車施設



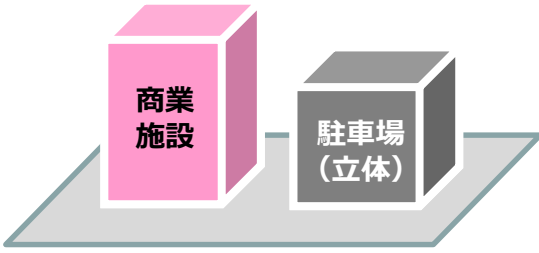
- 平面式駐車場

施設との関係等による分類イメージ

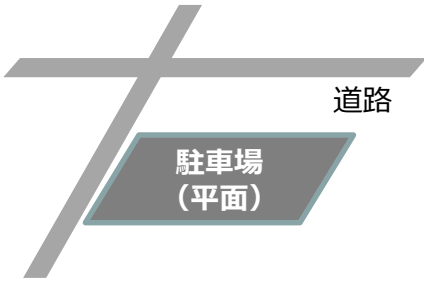
路外駐車場 (建築物)



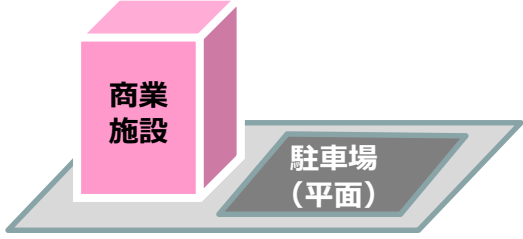
建築物に付随する駐車施設 (建築物)



路外駐車場 (建築物ではない)

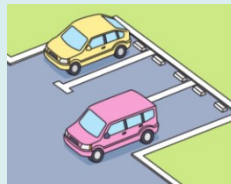


建築物に付随する駐車施設 (建築物ではない)



駐車場に関する法体系について

○駐車場に適用される主な構造基準等は、概ね以下のとおりである。

	構造基準等の趣旨	内容	適用対象	
			平面 	建築物 
駐車場法	寄託された自動車の安全、道路交通との調整 (※一般公共の用に供されるものが対象)	・出入口の位置 ・車路の幅員等	○※ (※駐車のに供する面積500㎡以上の路外駐車場)	
		・車路・車室の高さ ・避難階段 ・防火区画 ・換気・照明・警報装置	—	○※ (※同上)
建築基準法	建築物の敷地、構造、設備、用途に関する安全性の観点からの最低の基準	・敷地 ・構造耐力 ・屋根 ・外壁・防火壁 ・耐火建築物 ・電気設備・避雷設備 ・昇降機 ・避難施設・消火設備 等	—	○
バリアフリー法 ※詳細は別記	高齢者・障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性・安全性の向上の促進	・車椅子使用者用駐車施設（幅、位置等） ・移動等円滑化経路（幅、勾配等） ＜設置基準等＞ ①建築物移動等円滑化基準 ②路外駐車場移動等円滑化基準 ③都市公園移動等円滑化基準 ④道路移動等円滑化基準	○ ①床面積2000㎡以上の特別特定建築物に附属する駐車場 ②駐車のに供する面積500㎡以上かつ有料の駐車場 ③特定公園施設の駐車場 ④特定道路に設けられる駐車場 等	○ ①床面積2000㎡以上の特別特定建築物である駐車場 ③特定公園施設の駐車場 ④特定道路に設けられる駐車場 等
大店立地法	大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持 ＜届出＞	・駐車場等の位置・収容台数 ・駐車場の自動車の出入口の数・位置 ・来客が駐車場を利用できる時間帯 等	○ (店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗の駐車場)	

車椅子使用者用駐車施設等の整備に関する法令及びガイドライン

○バリアフリー法においては、一定規模以上の特別特定建築物等において、車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられており、設置に関する基準はバリアフリー法に基づく政省令に定められているほか、車椅子使用者用駐車施設等の整備に関する指針が各施設ごとのガイドライン等において示されている。

	バリアフリー法	関連ガイドライン等
建 築 物	- 建築物移動等円滑化基準 [平成30年10月改正] (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令) - 建築物移動等円滑化誘導基準 [令和元年6月改正] (高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令)	高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準 [令和3年3月改正]
路外駐車場	路外駐車場移動等円滑化基準 [平成24年4月改正] (移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令)	—
都 市 公 園	都市公園移動等円滑化基準 [平成24年4月改正] (移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令)	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン [平成24年3月改訂]
道 路	道路移動等円滑化基準 [平成24年4月改正] (移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)	道路の移動等円滑化整備ガイドライン [平成23年8月第3版]

車椅子使用者用駐車施設等の設置基準等について

○各施設ごとの設置に関する基準等は、概ね以下のように示されている。

●バリアフリー法に基づく車椅子使用者用駐車施設等の設置基準

対象施設		建築物に附属する駐車場	路外駐車場	都市公園	道路に付随する駐車場
設置義務要件		特別特定建築物	特定路外駐車場	特定公園施設	特定道路
名称		車椅子使用者用駐車施設	路外駐車場 車いす使用者用駐車施設	車いす使用者用駐車施設	障害者用駐車施設
設置数		1以上 誘導基準 ・全駐車台数200以下： 当該駐車台数の2%以上 ・全駐車台数200超え： 当該駐車台数の1% + 2以上	1以上	・全駐車台数200以下： 当該駐車台数の2%以上 ・全駐車台数200超え： 当該駐車台数の1% + 2以上	・全駐車台数200以下： 当該駐車台数の2%以上 ・全駐車台数200超え： 当該駐車台数の1% + 2以上
設置基準	幅	幅は、350センチメートル以上とすること	幅は、350センチメートル以上とすること	幅は、350センチメートル以上とすること	有効幅を3.5m以上とすること
	位置	当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	(ガイドラインには記載あり)	当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入り口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること
	表示	車椅子使用者用駐車施設の付近の見やすい位置に、当該施設があることを表示する標識を、内容が容易に識別できるように設けること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること	障害者用である旨を見やすい方法により表示すること
根拠条文		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条、第19条、誘導基準省令第12条	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第2条	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令第7条	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令第22条

重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

●車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)

- ①建築物に1以上設ける車椅子使用者用駐車施設は、「**車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(230cm以上)に対応した必要有効高さを確保する**」と明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確にした改正
- ②既存の車椅子使用者用駐車施設等で**大型福祉車両が、駐車できない場合の運用面への柔軟な対応を追加**

現行

①

・車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根又は底を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

＜留意点＞リフト付き車両の高さ

一般的なリフト付き車両の高さは、230cm程度である。

②

【モデル例】

【設計例】

(なし)

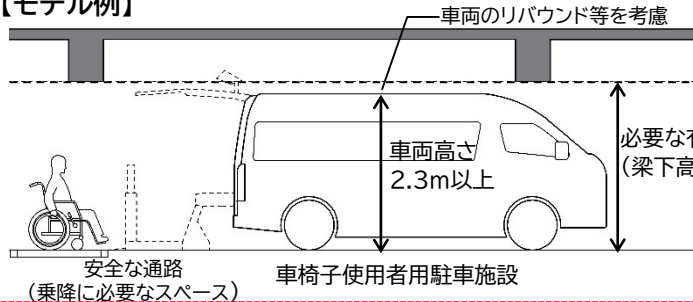
改正

①

・駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。

・車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペースを屋内に設ける、又は屋根若しくは底を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要有効高さ(梁下高さ等)を確保する。(改修等で対応が困難な場合を除く)

【モデル例】



②

・既存の車椅子使用者用駐車施設等において、車両高さ制限の制約により、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等(車高230cm以上)の駐車ができない場合には、乗り降り可能な場所を別途確保する、当該車両が駐車できるスペースに誘導する工夫を行う等、運用面での柔軟な対応が行うことができるように備える。
(対応例:一部のエリアで車高が確保できる車椅子使用者用駐車施設を設ける等)

【設計例】地下駐車場出入口



調査1. 特定路外駐車場のバリアフリー状況調査(都道府県等調査)

■地方公共団体向けアンケート調査

調査の考え方

特定路外駐車場について、「路外駐車場移動等円滑化基準」への適合状況や、バリアフリー対応に関する課題や対応状況等を都道府県・市町村調査により確認。

調査内容(案)	
対象者	➤ 全国の都道府県・市町村
調査方法	➤ アンケート調査 ➤ ヒアリング調査(一部)
主な調査項目	➤ <u>特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合状況</u> ・車いす使用者用駐車施設の設置の有無、大きさ ・移動等円滑化経路の設置の有無 等 ➤ <u>車いす使用者用駐車施設の車高制限の状況</u> ・車高制限の有無 ・車高制限の原因分析及び運用上の対応状況 等

■施設設置管理者等向けアンケート調査

調査の考え方

車椅子使用者用駐車区画のハード面に関する実態について、各施設設置管理者等に対するアンケート調査を通じて確認し、傾向等を把握

調査内容(案)	
対象者	➤ 床面積2,000㎡以上の不特定多数が利用する商業施設に付属する駐車場
調査方法	➤ 関係団体を通じた加盟企業に対するアンケート調査
主な調査項目	➤ <u>車椅子使用者用駐車施設の状況</u> • 車いす使用者用駐車施設の設置区画数、設置箇所(屋外・屋内等) ➤ <u>車椅子使用者用駐車施設の車高制限の状況</u> • 屋内駐車場の車高制限(高さ)